

5 添付書類 工事経歴書の作成について

以下の注意事項及び60ページの記載要領をご確認のうえ作成してください。

1 一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）は大規模又は施工内容が複雑な建設工事を、原則として元請の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可となっています。そのため、原則として元請の工事のみ 計上してください。

また、一式工事の許可を受けた業者が、他の専門工事を単独で請け負う場合は、軽微な建設工事である場合を除き、その専門工事業の許可を別途受けてください。

2 秋田県への建設工事入札参加資格審査（格付）申請を経営事項審査と同時に行う場合は、次とおり作成し、提出してください。ただし、建設業法上の変更届出書に添付する工事経歴書は細分類しないで許可業種ごとに作成する必要があります。

工事の種類	作成方法
土木一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事」の完成工事高がある場合のみ、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事」及び「それ以外の土木一式工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成
建築一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事」の完成工事高がある場合のみ、「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事」及び「それ以外の建築一式工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成
とび・土工・コンクリート工事	「とび工事」の完成工事高がある場合のみ、「とび工事」及び「土工・コンクリート工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成
塗装工事	「路面標示工事」の完成工事高がある場合のみ、「一般塗装工事（建築系・鋼橋）」及び「路面標示工事」に2分類して、それぞれ別葉で作成

3 一件の請負契約に係る建設工事の完成工事高を、二以上の工事の種類に分割計上することは認められていません。また、二件以上の請負契約に係る建設工事の完成工事高を合算して計上することも認められていません。

4 「工事名」欄には、請負契約書等に記載の工事名称をそのまま正確に記載してください（個人名が特定される場合を除く。）。

5 共同企業体で施工した場合、自らが共同企業体の構成員でありながら、当該共同企業体と下請負契約を締結することは適当ではありません。また、異業種建設工事共同企業体で施工した場合、「工事名」の欄には、請負契約書に記載の工事名称と併せて、担当した建設工事の種類を括弧書で記載してください。

6 完成工事高を計上する工事の種類の分類については、別表8「建設工事の内容と例示」を参考にしてください。

7 次に例示する内容は、建設工事に該当しないため、その他工事への計上も含め、完成工事高に算入することは認められていません。なお、請負契約書等に記載の工事名称が「工事」という名称であっても、業務内容が建設工事に該当しないものは同様に計上できません。

建設工事に該当しないもの（誤りの多い例）

樹木等の冬圃い、剪定
測量、設計、地質調査
建設資材等の製造・加工のみで、現場での取り付け・組立等を含まないもの
設備・施設の保守点検管理業務
船舶・車両の修理
いわゆる「人夫貸し」（ 1 ）
街路樹の枝払い
河川敷、公園等の除草
除雪業務、路面清掃、側溝清掃等の道路維持業務
重機の賃貸、建設資材の賃貸、仮設材等の賃貸（ 2 ）
工作物設計業務、工事施工管理業務
建売分譲住宅の販売
家電製品販売に伴う付帯物の取り付け
防雪柵の再設置・再撤去業務
自社社屋等の建設を自ら施工する工事
選挙ポスター掲示場の設置・撤去業務

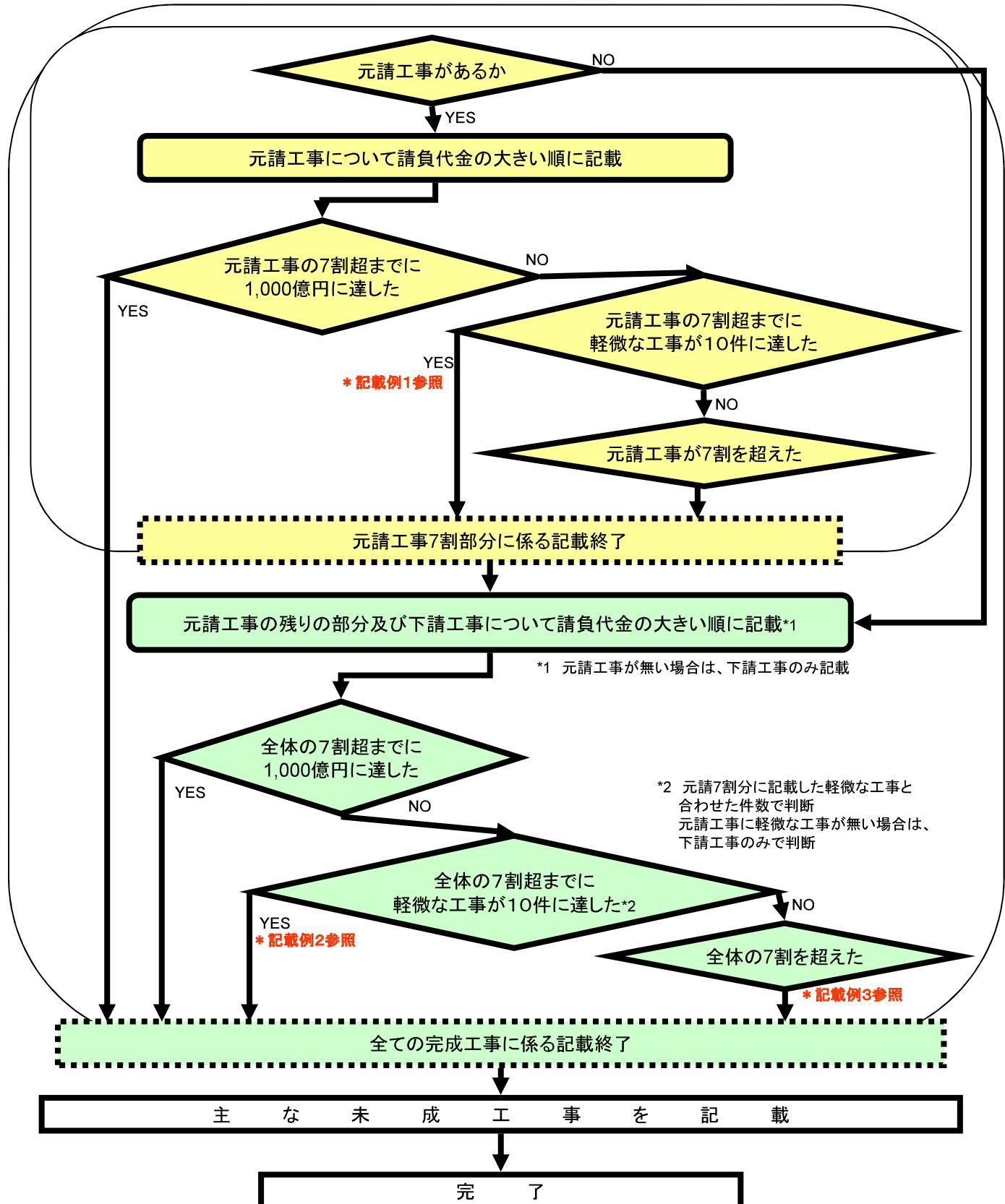
建設業務への労働者派遣業務を行うことは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）[第 4 条第 1 項第 2 号](#)に該当するため、禁止されています。詳細は秋田労働局にお問い合わせください。

建設工事の完成を目的としたオペレータ付き機械提供は、基本的に建設工事と考えられます。

「軽微な工事」とは
 ・建築一式工事の場合…1件の請負代金の額が税込で1,500万円未満の工事又は
 延床面積が150㎡に満たない木造住宅工事
 ・建築一式工事以外の場合…1件の請負代金の額が税込で500万円未満の工事

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



工事経歴書

(建設工事の種類)

舗装

工事 (税込 · 税抜)

記載例1 工事経歴書記載例

(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にレ印を記載)		着工年月日	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者		
県	元請	JV	県道 線アスファルト舗装工事	県市	秋田 一郎	レ	23,200千円	0千円	令和7年 4月 令和8年 3月
1 県	元請		県道 線アスファルト舗装工事	県町	大館 次郎	レ	4,500千円		
2 市	元請		庁舎コンクリート舗装工事	県市	由利 九郎	レ	3,200千円		
3 市	元請		図書館タイル舗装工事	県市	横手 十郎	レ	2,500千円		
4 町	元請		グランドゴムチップ舗装工事	県町	渕上 三郎	レ	2,000千円		
5 県	元請		線アスファルト舗装工事	県市	鹿角 四郎	レ	1,900千円		
6 県	元請		線アスファルト舗装工事	県市	湯沢 八郎	レ	1,800千円		
7 個人A	元請		個人A 邮敷地コンクリート舗装工事	県市	渕上 三郎	レ	1,700千円		
8 個人B	元請		個人B 邮敷地レンガ舗装工事	県市	大館 次郎	レ	1,600千円		
9 町	元請		町道 線アスファルト舗装工事	県町	北秋 七子	レ	1,500千円		
10 市	元請		市道 線アスファルト舗装工事				1,100千円		
建設㈱	下請		県道 線アスファルト舗装工事				10,000千円		
㈱ 建設	下請		県道 線アスファルト舗装工事				7,000千円		

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

...軽微な工事

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載(未成工事の金額は除く。)
20002帳票に記載した金額と一致する

【参考】この時点で全ての完成工事の合計額の7割を超えていない場合でも、次に記載する工事が軽微な工事に該当する場合、既に軽微な工事を10件記載しているため、ここで記載終了となる

小計 13件 62,000千円 0千円 45,000千円 0千円

合計 20件 87,250千円 0千円 70,400千円 0千円

工事経歴書

(建設工事の種類)

舗装

工事 (税込 · 税抜)

記載例2 工事経歴書記載例

(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場の ある都道府県及 び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所にレ印を記載)		着工年月日	完成又は 完成予定年月
						主任技術者	監理技術者		
県	元請	JV	県道 線アスファルト舗装工事	県市	秋田 一郎	レ	32,400千円	0千円	令和7年 4月 令和8年 3月
1 県	元請		県道 線アスファルト舗装工事	県町	大館 次郎	レ	4,500千円		
2 市	元請		庁舎コンクリート舗装工事	県市	由利 九郎	レ	3,200千円		
3 市	元請		図書館タイル舗装工事	県市	横手 十郎	レ	2,500千円		
4 町	元請		グランドゴムチップ舗装工事	県町	渕上 三郎	レ	2,000千円		
5 県	元請		線アスファルト舗装工事	県市	鹿角 四郎	レ	1,900千円		
6 個人A	元請		個人A 邮敷地コンクリート舗装工事	県市	湯沢 八郎	レ	1,800千円		
7 個人B	元請		個人B 邮敷地レンガ舗装工事	県市	渕上 三郎	レ	1,700千円		
建設㈱	下請		県道 線アスファルト舗装工事	県町	北秋 七子	レ	5,000千円		
㈱ 建設	下請		町道 線アスファルト舗装工事	県町	能代 六郎	レ	2,300千円		
××建設㈱	下請		市道 線アスファルト舗装工事	県市	大仙 五郎	レ	1,500千円		
建設㈱	下請		県道 線アスファルト舗装工事	県町	大仙 五郎	レ	1,200千円		
							千円		

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

...軽微な工事

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載(未成工事の金額は除く。)
20002帳票に記載した金額と一致する

小計	12件	60,000千円	0千円	うち 元請工事
				50,000千円 0千円

合計	50件	87,250千円	0千円	うち 元請工事
				70,400千円 0千円

工事経歴書

(建設工事の種類)

舗装

工事 (税込 · 税抜)

記載例3 工事経歴書記載例

(全ての完成工事高の合計額7割に達した場合)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場の ある都道府県及 び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所にレ印を記載)		着工年月日	完成又は 完成予定年月
						主任技術者	監理技術者		
県	元請	JV	県道 線アスファルト舗装工事	県市	秋田 一郎	レ	13,200千円	0千円	令和7年 4月 令和8年 3月
県	元請		県道 線アスファルト舗装工事	県町	大館 次郎	レ	(9,600) 20,600千円		
市	元請		庁舎コンクリート舗装工事	県市	由利 九郎	レ	6,700千円		
市	元請		図書館タイル舗装工事	県市	横手 十郎	レ	5,500千円		
町	元請		グランドゴムチップ舗装工事	県町	潟上 三郎	レ	5,000千円		
1 県	元請		線アスファルト舗装工事	県市	鹿角 四郎	レ	4,100千円		
2 県	元請		線アスファルト舗装工事	県市	湯沢 八郎	レ	3,400千円		
3 個人A	元請		個人A 邮敷地コンクリート舗装工事	県市	潟上 三郎	レ	1,500千円		
4 個人B	元請		個人B 邮敷地レンガ舗装工事	県市	大館 次郎	レ	1,000千円		
建設株	下請		県道 線アスファルト舗装工事	県町	北秋 七子	レ	7,000千円		
5 建設	下請		県道 線アスファルト舗装工事	県市	能代 六郎	レ	3,300千円		
6 ×建設株	下請		個人C 邮敷地コンクリート舗装工事	県市	大仙 五郎	レ	1,700千円		
							千円	千円	千円
ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載									

...軽微な工事

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載(未成工事の金額は除く。)
20002帳票に記載した金額と一致する

小計	12件	62,000千円	0千円	うち	元請工事
				50,000千円	0千円

合計	20件	87,250千円	0千円	うち	元請工事
				70,400千円	0千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成してください。
 - 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付してください。（課税事業者は税抜、免税事業者は税込で記入します。）
 - 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載してください。
- 記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりです。
- (1) 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しません。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しません。
 - (2) それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しません。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しません。
 - (3) さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載してください。
 - 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載してください。
 - 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載してください。
 - 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分留意してください。
(例えば、注文者「個人A」、工事名「A邸新築工事」等と記載してください。)
 - 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載してください。
 - 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載してください。
 - 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載してください。
また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記してください。
 - 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載してください。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

* 完成工事高を進行基準により括弧書する場合の記載例

請負代金の額	進行基準による額
(65,000)	88,000 千円

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。（20002帳票に記載した金額と一致します。）